令和８年度
静岡県ファンドサポート事業
スタートアップ　公募要領

令和８年５月

静岡県経済産業部　産業革新局　産業イノベーション推進課

目次

１　ファンドサポート事業の概要……2
１－１. 事業の概要　……2
１－２. 公募の概要　……2
１－３. 公金対象となる事業者　……3
２　交付対象事業者の要件……4
２－１. 交付対象事業者の要件　……4
３　交付対象事業の要件……6
３－１. 交付対象事業の概要……6
４　交付対象費目の要件……8
４－１. 交付対象費目　……8
５　申請の手続き等……8
５－１. 申請方法……8
５－２. 申請受付期間……9
５－３. 原本の提出方法……9
５－４. 申請書類　……9
５－５. 申請に関する注意……10
６　審査について……11
６－１. 審査のプロセス……11
６－２. 審査結果の通知……12
６－３. 審査結果の公表……13
７　交付金の交付　……13
７－１. 交付金の支払い　……13
７－２. 交付金の交付に際しての遵守事項……13
８　支援期間と支援期間終了後の対応……14
８－１. 成長支援……14
８－２. 財務管理体制の強化　……14
８－３. 支援期間中の対応　……14
８－４. 支援期間終了後の対応……15
９　交付決定の取り消し、その他注意事項　……15
９－１. 交付決定の取り消し　……15
９－２. 支援で得られた成果の取り扱い……16
９－３. 取得財産の管理……16
９－４. 認定資格の喪失等　……17
10　問い合わせ先　……17

1. ファンドサポート事業の概要

1－1. 事業の概要

スタートアップは、革新的なビジネスモデルによって社会にイノベーションを起こす原動力であり、社会課題解決の担い手にもなる存在です。世界的に見ても経済成長を遂げている地域は、ほぼ例外なくスタートアップが集積し、地域を活性化させる様々な相乗効果をもたらしております。

本事業では、急成長を目指す県内スタートアップに対し、豊富な経験と確かな見識を有するベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）と協調して資金調達を支援するとともに、スタートアップの経営基盤の強化や財務管理体制の整備についても併せて支援します。

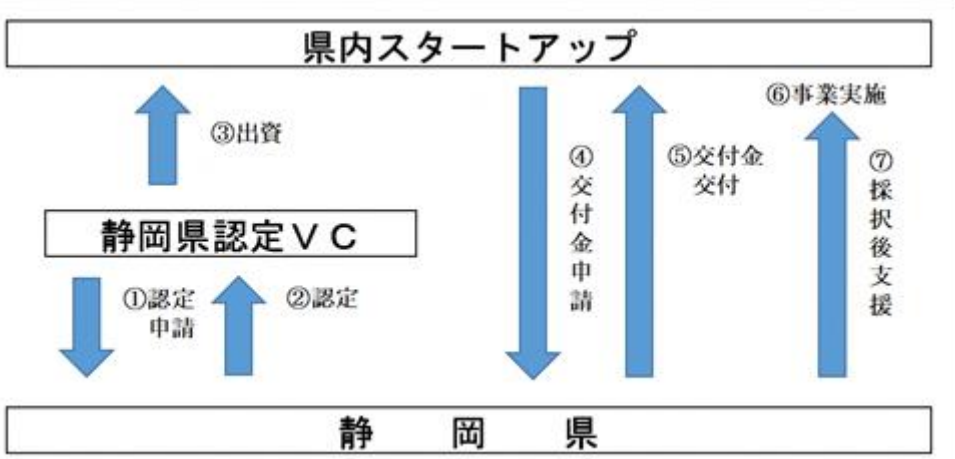

1－2. 公募の概要

本事業では、VCを認定しており（上図①②）、認定したVCからの出資を受けるスタートアップが、交付金を申請することが出来ます。（上図④）

本公募要領では、交付金を申請するスタートアップを募集します。認定申請書の受付期間は次のとおりです。

【事前相談期間】　令和８年５月11日(月) ～ 令和８年10月30日(金)

【申請受付期間】　令和８年11月２日(月) ～ 令和８年12月18日(金)

【令和８年度 スタートアップの公募・採択スケジュール（予定）】

時期	内容
令和８年11月２日（月）	スタートアップ 公募受付
12月18日（金） 17時	スタートアップ 公募締切 ※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。
令和９年１月下旬 ※審査日程は現在調整中	書面審査、認定審査会等 ※ 審査にあたっての疑義・審査日程等、必要に応じて、別途ご連絡させていただきます。（原則、申請時に登録いただいたEメールアドレス宛）
2月上旬	採択事業者の決定
２月～３月	交付金交付

1－3. 交付金対象となる事業者

交付金の交付対象となる事業者は、交付対象事業を実施しようとするもので、静岡県が認定したベンチャーキャピタル（以下「認定VC」という。）から、令和８年４月１日から令和９年３月31日までに、資金調達（着金）を受ける事業者です。

交付金は、予算の範囲内（令和８年度予算額 310 百万円）で、総合的な判断のもと採択事業者を決定します。

交付対象事業者の要件については「2. 交付対象事業者の要件」を、交付対象事業の要件については「3. 交付対象事業の要件」を、ご参照ください。

2. 交付対象事業者の要件

2－1. 交付対象事業者の要件

令和８年４月1日から令和９年３月31日までに認定VCからの出資を受ける予定のスタートアップで、次の共通要件及び区分ごとの要件の全てを満たすものが対象です。認定VCは、事業ホームページにて公開予定です。

■静岡県ファンドサポート事業ホームページ
https://shizuoka-fundsupport.com/

＜共通要件＞

① 国内に事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（1963（昭和 38）年法律第154 号）第 2 条に規定する中小企業者）であって、みなし大企業に該当しないこと。（法人を設立準備中の者は、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、交付金の交付までに日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。）

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 （資本の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時使用する従業員の数）
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。
なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。
・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業

② 静岡県内に本社又は主たる事業所を置き、静岡県内において認定事業を実施しようとする事業者であること。（登記必要）

③ 認定 VC からの出資又は投資意向確認書を受けていること。

④ 都道府県税を完納していること。

⑤ 令和８年度において、静岡県から同種の補助金の交付を受けていないこと。（同種の補助金例：次世代産業関連プロジェクト等革新技術創出補助金等）
⑥ 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
（2） 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
（3） 暴力団員等と密接な関係を有する者
（4） 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

＜区分ごとの要件＞

区分	対象事業者の要件
シード枠	⑦ 交付決定の日から１年以内に、認定事業を実施する事業責任者が県内事務所に常駐※1する予定であること。 ⑧ 起業から ５ 年以内で、具体的な技術シーズを有し、研究開発を実施するスタートアップであること。ただし、技術開発の要素の薄いものや、既存市場を活用するだけのものは対象外とする。
一般枠	⑦ 交付決定の日から１年以内に、認定事業を実施する事業責任者が県内事務所に常駐※1し、かつ、交付決定の日から ２ 年以内に静岡県内事業所において、正社員を新規で雇用又は役員を新たに配置する予定であること

※1 常駐とは、概ね営業日の３分の２以上、事務所に出勤することをいう。

3. 交付対象事業の要件

3－1. 交付対象事業の概要

■ 事業期間 ：事業開始から 2 年以内
※原則令和 9 年 3 月から令和 11 年 2 月までとする。

■ 交 付 額 ：予算の範囲内で、区分に応じて次の表の金額を上限とします。

区分	交付金の額の上限（千円未満切り捨て）
シード枠	①～③の基準のうち、そのいずれか低いものを超えない金額 ① 令和 8 年 4 月1日から令和 9 年 3 月 31 日までに認定 VC から受けた出資額の 2 倍 ② 静岡県が独自に設ける 1 件あたりの上限金額（1,000 万円） ③ 申請事業全体事業費の 3 分の 2
一般枠	①～③の基準のうち、そのいずれか低いものを超えない金額 ① 令和 8 年 4 月1日から令和 9 年 3 月 31 日までに認定 VC から受けた出資額 ② 静岡県が独自に設ける 1 件あたりの上限金額（4,000 万円） ③ 申請事業全体事業費の 2 分の 1

※ シード枠と一般枠の双方ともに申請要件を満たす場合、併願申請は可能です。併願申請の場合、本公募要領 5-4 に記載の通り申請してください。

※ 審査の結果、交付金交付額が申請額以下となる場合があります。

■ 対象分野 ： 表 1 に掲げる事業分野のいずれかに該当する事業であること。申請された事業が表 2 に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、対象とはなりません。

※ 令和 8 年度において、同種の補助金（静岡県次世代産業関連プロジェクト等革新技術創出補助金等）の交付決定を受けることはできません。

※ 本事業に申請する事業と同一の事業において浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付を受けている場合は交付対象外となります。

※ なお、以下は当事業の対象外とします。

・転換社債型新株予約権付社債による資金調達している場合
・現金対価取得請求権のついた投資を受けている場合
（J-KISS（投資）については申請可）

【表 1】

事業分野
次世代産業関連プロジェクト関連分野
ファルマバレープロジェクト関連分野
静岡ウェルネスプロジェクト関連分野
フォトンバレープロジェクト関連分野
次世代モビリティ（次世代自動車、航空・宇宙）関連分野
ふじのくに CNF プロジェクト関連分野
MaOI プロジェクト関連分野
AOI プロジェクト関連分野
ChaOI プロジェクト関連分野
ICOI プロジェクト関連分野
FAOI プロジェクト関連分野
その他の次世代産業振興策 （半導体関連、医療・福祉機器、ロボット関連、環境・新エネルギー関連）
県内企業との協業や地域の課題解決に資する分野

※ 申請事業の該当分野が不明な場合は、事務局までご相談ください。

【表 2】

認定事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動に関する事業
公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は業務上必要な許可等が取得できない事業
調査・研究のみの事業
ハード事業（建物、道路、その他構築物等の建設を目的とした事業）。 ただし、ソフト事業に付随するハード整備のうち知事が必要と認めるものについては除く。
イベント開催のみの事業

※不明な点がある場合は、事務局にご相談ください。

4. 交付対象費目の要件

4－1. 交付金対象費目

交付金の対象となる費目は、交付対象事業の事業開発及び研究開発に関連し、認定事業者の事業の成長と発展に資すると認められる次の費用です。

対象費目に関して判断に迷う場合は、事前に事務局までご相談ください。

区分	科目
売上原価・製造原価	仕入代金、材料費、外注費、労務費、経費
販売費及び一般管理費	人件費、消耗品費、旅費、研究開発費、その他経費
その他固定資産取得費等	土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、改造修理費

- 交付対象費目として認められない経費（一例）

  交際費・食料費・寄付金・賠償金・投資金・出資金・借入金の返済・配当　等

  ※あくまでも一例です。判断に迷う場合は事前に事務局にご相談ください。

- 交付金対象費目・支出に関する注意事項
  - 支払を証明することができないもの、事業との関連を説明できないものは対象外経費です。
  - 固定資産の取得自体が事業活動の中心となるものは対象外となります。
  - 不適切な支出が発覚した場合、交付金返還対象となる可能性があります。
  - 交付対象経費の支出は、成果目標達成のための最も安価かつ効果的なものであって、過度な支出は認められません。

5. 申請の手続き等

5－1. 申請方法

■ 申請方法

ふじのくに電子申請システムから申請してください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20277

なお、紙媒体による申請書の提出は受け付けておりません。ふじのくに電子申請システムからの申請をお願いします。

５－２. 申請受付期間

申請書の受付期間は下記を予定しています。

令和８年11月２日(月) ～ 令和８年12月18日(金) 17時

※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。

５－３. 原本の提出方法

申請書類は全てふじのくに電子申請システムにて提出をしていただきますので、原本の送付は不要です。

５－４. 申請書類

下記の交付申請書一式を添付してください。

（申請にあたっての留意事項）

・申請書は日本語で記載してください。
・必要に応じて、文中に図表や画像等を貼付していただいても構いません。
・必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。
・グレー色を付けている書類は指定の様式がありますので、静岡県ファンドサポート事業ホームページに公開している様式をご活用ください。

URL：https://shizuoka-fundsupport.com/

＜各枠共通書類＞

No.1	**交付金交付申請書**
No.2	**事業提案書**
No.3	**利害関係の確認について**
No.4	**申請書別添資料** （EXCELデータ） （サマリー情報、事業計画(向こう10年)、資金計画(向こう10年)、プロジェクトの実施期間と実施日程、交付対象事業に要する総事業費・交付金申請金額）
No.5	**会社定款**
No.6	**登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のもの)**
No.7	**決算関係書類 （直近3期分）**
No.8	**本社の所在する都道府県の都道府県税納税証明書(発行から3ヶ月以内のもの)** （未納がないことを証する書類）

No.9	**【別紙1】拠点進出に関する誓約書**　※県外企業のみ
No.10	**【別紙2】人員配置に関する誓約書**
No.11	**投資契約書**　又は　投資契約に係る全ての書類 ※作成前の場合は、【別紙3】投資意向確認書（認定VC）を添付してください。
No.12	**認定VCから出資を受けていることが分かるもの** （例. 通帳の表紙と振込金額部分のコピー等）
	ただし、これから出資を受ける場合には、 **【別紙3】投資意向確認書（認定VC）** ※投意向確認書は認定VCが記載すること
No.13	**【別紙4】スタートアップの評価及びハンズオン計画（認定VC）** ※認定 VC が記載すること

※「No.8　本社の所在する都道府県の都道府県税納税証明書」について
本社が所在する都道府県の税証明発行窓口で、「全ての税目で未納額が無いことが分かる」証明書を取得してください。

※シード枠と一般枠の併願申請を行う場合は、**「No.1　交付金交付申請書」、「No.2　事業提案書」、「No.4　申請書別添資料」**は申請枠によって申請内容が異なる箇所があるため、シード枠用と一般枠用をそれぞれの要件に沿って別々に作成して提出してください。

5－5. 申請に関する注意

（1）一般的注意

- 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただく場合がありますのでご注意ください。
- 提出された申請書類等は返却しませんのでご了承願います。

（2）秘密の保持

申請書一式は、本事業の交付金交付申請に係る審査のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報は、法令等に基づく場合の提供を除き、交付金交付申請に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

6. 審査について

6－1. 審査のプロセス

書類審査の後、面談審査を経て、静岡県が総合的な判断のもと交付対象事業者を決定します。

（1）書類審査（一次審査）

応募内容が、前述した「2. 交付対象事業者の要件」「3. 交付対象事業の要件」「4. 交付対象費目の要件」に該当しているかを審査した後、有識者で構成する交付審査会にて、面談審査（二次審査）に進む事業者を決定します。

（2）面談審査（二次審査）　※令和９年1月下旬（予定）

①静岡県ファンドサポート事業費交付金交付審査会

有識者で構成する交付審査会で面談審査を実施し、その結果を採択者決定の判断基準としていきます。

審査会の日程及び詳細については、後日、お知らせします。

② 審査項目

（ア） 事業構想の完成度と実現可能性

- ■ 顧客のニーズやペインを具体的に把握しており、それに対応したビジネスとなっているか。
- ■ 顧客に対する市場規模は広がりがあり、事業の成長性や収益性があるビジネスか。
- ■ 新規性のある事業アイデアやユニークな技術シーズが盛り込まれ、競合優位性があるか。
- ■ 事業実現可能な知見・経験値・トラクションがあり、認定事業期間終了後概ね３年以内（事業開始から５年以内）※に事業化が達成・進展される可能性が高いか。

  ※シード枠の場合は、認定事業期間終了後概ね 5 年以内（事業開始から 7 年以内）
- ■ 経営者、マネジメントチームや実施体制が、事業推進成功を期待できるか。
- ■ 予想される事業リスク（市場変動、技術革新等）への対策が適切か。

（イ） 地域への経済効果

- ■ 静岡県での自社の事業拡大（売上、雇用、事業所拡大、設備投資等）をどの程度見込んでいるか。
- ■ 静岡県内企業や大学との協業、取引の可能性はあるか。
- ■ 県内企業の成長分野への事業拡大や生産性向上等による地域企業の活性化や市民の QOL 向上等、地域全体の活性化・経済活性化へ寄与するのか。

（ウ） 交付金の使途と妥当性

- ■ 事業計画実現のために本交付金が必要か。

（3）特記事項

- ■ 審査委員が申請案件と何らかの利害関係があると静岡県が判断した場合、当該申請案件の審査から当該審査委員を除外します。
- ■ 審査は非公開で行われます。審査内容に係わるお問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。
- ■ 申請当事者並びにその関係者による審査委員への個別説明等の活動は、直接、間接問わず禁止します。当該活動が判明した場合は、当該申請案件の審査対象からの除外、採択された場合は、採択の取り消し等、静岡県において必要な措置を講じます。

6－2. 審査結果の通知

（1） 採択された事業者（以下「認定事業者」）への結果通知の時期は、採択決定後速やかに行います。

（2） 審査結果の通知方法は、原則メールにて申請者宛通知します。

（3） 審査の内容によっては、実施内容や交付対象経費範囲を変更することが採択の条件となる場合があります。そのような変更を伴う当該「条件」に対し申請事業者において不服がある場合は、申請そのものを取り下げることができます。

（4） 認定事業者について、採択の条件等がある場合は申請内容を条件に沿って修正するなど必要な調整を行ったのち、速やかに静岡県から認定事業者に対し交付決定を通知します。

（5） 交付金額は、予算額や採択される案件の数等を総合的に勘案し、静岡県が決定します。

6－3. 審査結果の公表

認定事業者については、令和 9 年 2 月頃に、事業者名や事業の概要等を公表する予定です。

7. 交付金の交付

7－1. 交付金の支払い

認定事業者に対する交付金は、所定の手続きを経て、速やかに全額交付します。ただし、県内に事務所の登記がなされ、かつ、認定VCからの出資が実行されたことを確認させていただきます。

認定事業者は、法令及び静岡県ファンドサポート事業費交付金交付要綱、交付決定の条件等に従い、善良な管理者の注意をもって認定事業を行うとともに、他の用途への使用はできません。なお、認定事業者に違反があった場合は、静岡県は交付決定の取り消し等含む適切な措置をとります。

7－2. 交付金の交付に際しての遵守事項

認定事業者は以下の項目を遵守してください。違反があった場合は、静岡県は交付決定の取り消し等を含む適切な措置を行います。

（1） 交付決定通知書で指定する期間内に事業に着手すること。
（2） 交付金は、申請書に記載した事業（以下「認定事業」という。）以外の目的に使用しないこと。
（3） 交付金を財源に新たに取得又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもってこれを管理すること。また、認定事業者の他の事業の担保等に供することを禁止する。
（4） 認定事業に関わる経理と他の経理を明確に区別すること。
※交付金管理専用口座（新規口座開設、既存の 0 円口座の使用など）のご用意をお勧めします。
（5） 資金の流れがわかる証拠資料（請求書、領収書等）を適切に保管すること。
（6） 認定事業の内容の変更が生じた場合には、速やかに静岡県に報告し、必要に応じて変更申請をすること。
＜承認が必要な場合＞
① 費目内で新規に 200 万円以上を計上する場合

② 交付金額の 20%を超える額を変更する場合

（7）認定事業が、申請した期間内に完了しない、又は、その期間内の遂行が困難となった場合は、速やかに静岡県に報告し、協議すること。

（8）事業環境の大幅な変化等により、認定事業を計画の途中段階で中止又は廃止の判断に至った場合は、速やかに静岡県に報告し、当該事業の中止又は廃止に関し承認を得ること。交付金の扱いについても静岡県と協議すること。

（9）交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は、毎年度「実績報告書」を静岡県に提出すること。

（10）支援終了時、認定事業に係る「認定事業収支報告書」及び「認定事業終了報告書」を提出すること。

（11）支援終了時、未使用の交付金がある場合は、県に返納すること。

（12）認定事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は保管すること。

（13）県税の滞納をしないこと。

8. 支援期間と支援期間終了後の対応

採択公表後、静岡県は、認定事業者が申請した事業期間をもとに、事業期間（以下「支援期間」という。）を認定し、認定事業者に通知します。

8－1. 成長支援

支援期間において、認定事業の進捗確認及び事業者の成長を支援するため、認定事業者に対して定期モニタリング及び成長支援を行ってまいります。具体的には、事業者の成長ステージに合わせ、メンタリングやセミナー、キーパーソンの紹介など、様々な支援メニューを用意しています。詳細については、採択時に説明します。

8－2. 財務管理体制の強化

交付金は、公金であり、適切な管理が求められます。そのため、支援期間において、認定事業者に対して、適切な資金の使用と事業者の財務管理体制の強化を目的に、適時の経理指導と定期的な検査を実施します。

検査の過程で不正や不適切な支出、経費管理等が判明した場合は、認定事業の中止も含め、静岡県において適切な措置を講じることになります。検査回数については、必要に応じ変更する可能性がありますのでご留意ください。

8－3. 支援期間中の対応

認定事業者は、本事業が実施するイベントにおいて、認定事業の内容や本事業を通じて提供した支援の成果や取り組み等を発表するためのイベント登壇等に、可能な限り協力をいただきます。また、静岡県のスタートアップエコシステム発展のため、静岡県内の起業家に対して、事例やノウハウの共有等について、可能な限り協力をいただきます。

8－4. 支援期間終了後の対応

取り組みを継続的にフォローしていく目的で、静岡県は認定事業者に対し、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は事業の進捗状況について静岡県に定期的に報告していただきます。

交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年を経過した時点で、本ファンドサポート事業による支援の結果として、認定事業者が、支援期間終了後に安定的・持続的に収益を生みだす状態に転換した場合、静岡県としては認定事業者に対し、本事業を通じ提供した支援の相応の対応として、静岡県内の企業への投資又は静岡県への寄附等をお願いさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。投資又は寄附の額については、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年目の営業利益の 5%が目安で、交付金交付確定額を上限とします。実施のタイミングについては継続的に協議させていただきます。

9. 交付決定の取り消し、その他注意事項

認定事業者は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は、静岡県内に事業所等を置く必要があります。認定事業者に違反があった場合は、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消します。

9－1. 交付決定の取り消し

認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。以下の規定は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間においても適用があります。

（1）交付金を他の用途に使用をしたとき。
（2）認定事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
（3）認定事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められた場合において、県からの是正指示に従わなかったとき。
（4）交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要領又はこ

れらに基づく知事の処分に違反したとき。
（5）認定事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。
（6）認定事業の中止又は廃止の申請をしたとき。
（7）認定事業者が県の求める認定事業の実施状況などの実地調査に応じなかったとき。
（8）認定事業者が県の求める交付金の使途及び帳簿等の実地検査に応じなかったとき。
（9）県内事務所を休止又は廃止したとき。
（10）上記のほか、交付金を交付することが不適当であると知事が認めたとき。

《交付金の返還を求める具体例》

① 静岡県外への転出

認定事業者がその住所又は事務所を静岡県内から県外に移した場合においては、【9-1交付決定の取り消し】の（9）にあたるとし、静岡県は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただきます。

② M&A、事業譲渡

認定事業者が会社全体を売却又は対象事業を他社に事業譲渡し、【9-1交付決定の取り消し】の（9）にも該当する場合には、認定事業者の地位を放棄したものとみなし、静岡県は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただくよう求めます。

※①、②のほか、交付金を交付することが不適当であると知事が認めたときには静岡県は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただきます。

9－2. 支援で得られた成果の取り扱い

（1） 認定事業者が、支援の成果、実用化・製品化に関し何らかの対外発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する場合は、静岡県に対して実施内容を事前に報告してください。
（2） 記者会見又は報道発表については、公開の3週間前に報告してください。
（3） 事前報告の態様は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知も可能です。静岡県からの受領の連絡をもって事前報告義務は履行されたものとします。
（4） 公開内容について、認定事業者は静岡県と内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。

９－３. 取得財産の管理

（1） 本事業における取得財産の所有権は認定事業者にありますが、これを処分しようとする時は、あらかじめ静岡県の承認を受ける必要があります。認定事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、認定事業者は、認定事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は当該資産を交付金の交付の目的外（他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。
なお、当該資産を目的外使用することにより収入金があった時は、静岡県の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

（2） 認定事業者は、認定事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、静岡県に届出書を提出する必要があります。

（3） 本交付金で取得した固定資産等は、圧縮記帳を適用することが可能です。

９－４. 認定資格の喪失等

支援期間中に、当該事業者が出資を受けた認定VCの認定取り消し、又は認定が更新されなかった場合、その認定VCの認定が失効された時点をもって認定事業は終了とし、それまでに得られた成果に対して、速やかに成果報告書を作成いただきます。最終検査を実施した上で、認められた経費のみを対象経費とします。未使用の交付金があった場合には、その分を返還していただきます。

なお、認定VCの認定資格失効に伴い生じる認定事業者側に発生する何らかの損害等については、静岡県は、その責めを負いません。

10. 問い合わせ先

（静岡県ファンドサポート事業事務局）
有限責任監査法人トーマツ　静岡事務所　担当者：佐藤
E-mail：shizuoka-fundsupport@tohmatsu.co.jp
TEL：054-273-8091（代表）

（静岡県担当課）
静岡県　経済産業部　産業革新局　産業イノベーション推進課　担当者：市原
E-mail：sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp
TEL：054-221-2609